

○津山圏域クリーンセンター多目的広場条例

平成29年2月23日

津山圏域資源循環施設組合条例第2号

津山圏域クリーンセンター多目的広場設置条例（平成28年津山圏域資源循環施設組合条例第2号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 津山圏域クリーンセンターの設置に係る還元施設として、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町及び久米郡美咲町の住民に憩いの場を提供するため、津山圏域クリーンセンター多目的広場（以下「多目的広場」という。）を設置する。

（施設及び位置）

第2条 多目的広場の施設及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 施設 みどりの広場、レストハウス及び駐車場
- (2) 位置 津山市領家711番地

（供用時間）

第3条 多目的広場の供用時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

4月から9月まで	午前8時から午後6時まで
10月から3月まで	午前8時から午後5時まで

（休業日）

第4条 多目的広場の休業日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

（施設の占有）

第5条 管理者は、第2条第1号に掲げる施設のうち、みどりの広場の一部を占有させることができる。

- 2 前項の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（入場の制限）

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多目的広場の管理上支障があると認めるとき。

（禁止行為）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植栽を伐採し、又は採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 施設を改造し、又は新たに設備等を設けること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (6) 施設に備え付けられた物品等を持ち帰ること。
- (7) 火気、火薬類を使用すること。
- (8) 貼紙、若しくは貼札をし、又は広告を表示すること。
- (9) 物品の販売及びこれに類する行為
- (10) その他、管理者が禁止する行為

(使用者の管理責任)

第8条 使用者は、施設の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、施設の使用を終えたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

2 管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、管理者の指示に基づき、これを原状に復し、又は管理者が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。